

【z278】特殊環境内作業手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
県立病院等において ①高温多湿又は騒音により勤務環境が劣悪な作業場において、ボイラー取扱いの作業に1日2時間以上従事したとき	県立病院等の職員のうち ボイラー技士である職員	該当		該当	円/日
②高温多湿により勤務環境が劣悪な調理場において、調理又は配膳の作業に1日2時間以上従事したとき	調理員又は給食員である職員				290
					250